# 「けんしんビジネスバンキングご利用規定」

# 第1章 [総則]

# 第1条(本サービスの内容)

(1) けんしんビジネスバンキング

けんしんビジネスバンキング(以下「本サービス」といいます。)とは、本サービス の利用契約者(以下「契約者」といいます。)が占有管理するパーソナルコンピュー タ等の端末機(以下「パソコン」といいます。)を使用した依頼に基づいて当組合が 行う以下の各サービスをいいます。

- ① 照会サービス
- ② 振込振替サービス
- ③ データ伝送サービス
- ④ 税金、各種料金払込みサービス
- ⑤ その他当組合が定めるサービス
- (2) 利用できるパソコン

本サービスを利用するに際して利用できるパソコンの機種およびブラウザのバージョンは、当組合所定のものに限ります。

- (3) 利用申込み
  - ① 本サービスの利用申込者は、本規定の内容を理解し、その内容が適用されること を承諾したうえで、当組合所定の利用申込書に所定の事項を記載し、利用申込手 続きを行うものとします。
  - ② 利用申込者は以下の条件を全て満たす方に限ります。
    - ア. 法人、個人事業主のいずれかであること
    - イ. 当組合の本支店に普通預金口座または当座預金口座をお持ちであること
    - ウ. インターネットに接続できる通信環境及びパソコンと、インターネット経由 のメールが受信できる電子メールアドレスをお持ちであること
  - ③ 当組合は、次の場合には利用申込みを承諾しないことがあります。なお、利用申 込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。
    - ア. 利用申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
    - イ. 本サービスの利用申込に際し、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認ができないとき
    - ウ. その他当組合が利用を不適当と判断したとき
- (4)「代表口座」および「サービス利用口座」

本サービスを利用できる口座は、本サービス利用申込時に当組合所定の申込手続き により届け出た、当組合本支店における契約者本人名義の預金口座(以下「利用口座」 といいます。)とします。なお、契約者は、利用口座のうち1口座を「代表口座」、それ以外を「サービス利用口座」として届け出るものとします。なお、「サービス利用口座」として届け出ることができる口座数は、当組合所定の口座数とします。

① 代表口座

当組合本支店における契約者と同一名義の普通預金口座または当座預金口座の一つを代表口座として、本サービスの基本手数料および月額使用料の引落口座とします。この代表口座では、照会サービス、振込振替サービス、データ伝送サービス、税金、各種料金払込みサービスがご利用いただけます。なお、利用申込みで指定した代表口座として届け出た口座を変更することはできません。

② サービス利用口座

当組合本支店における代表口座と同一名義の普通預金口座または当座預金口座 を、本サービスによる取引に使用するサービス利用口座として、照会サービス、 振込振替サービス、データ伝送サービス、各種料金払込みサービスがご利用いた だけます。

- (5) 本サービスの申込み内容における追加・削除・変更 本サービスの申込み内容における追加、削除、および変更については、当組合所定の 利用申込書に所定の事項を記載して届け出るものとします。
- (6)「マスターユーザ」および「一般ユーザ」
  - ① マスターユーザ (管理者)
    - ア. 契約者または契約者から本サービスの利用に関する管理権限を授権された 利用担当者を「マスターユーザ」とし、マスターユーザは本サービスの利用 に関する「ログイン I D」、「ログインパスワード」「確認用パスワード」(以下「パスワード等」といいます。)の設定等を行うこととし、他の利用担当 者にこれらの行為をさせてはならないものとします。なお、マスターユーザ として登録することができるのは、一人のみとします。
    - イ. 当組合は、マスターユーザによるログイン I D・パスワード等の設定等である限り、それを契約者の真正な意思による行為とみなし、それにより生じた損害について一切責任を負わないものとします。
    - ウ. 契約者は、マスターユーザの変更またはマスターユーザの登録内容に変更が あった場合、当組合所定の方法により速やかにパソコンを操作し登録変更 するものとします。
    - エ. 契約者は、ログイン I D・パスワード等の管理、使用について全ての責任を 持つものとし、理由の如何にかかわらずマスターユーザ以外の第三者に開 示しまたは使用させてはならないものとします。
  - ② 一般ユーザ(担当者)
    - ア. 本サービスの利用に関してマスターユーザが当組合所定の方法によりパソ

コンを操作して取引を行う権限を有する利用担当者(以下「一般ユーザ」といいます。)を設定することができるものとします。なお、一般ユーザとして届け出ることができる人数は、当組合所定の人数までとします。

- イ.マスターユーザは、一般ユーザの追加登録・削除または一般ユーザの登録内容に変更があった場合、当組合所定の方法により速やかにパソコンを操作し登録変更するものとします。
- ウ. マスターユーザは、当組合所定の方法により一般ユーザの設定または一般ユーザの廃止をすることができます。

#### (7) 本サービスの利用できる日および時間

- ① 本サービスの利用できる日および時間は、いずれのサービスも当組合所定の日および時間内とします。ただし、当組合は契約者に事前に通知することなくこれを変更することができるものとします。
- ② 当組合の責によらない回線障害、回線工事等が発生した場合は、利用可能時間中であっても契約者に予告なく、当組合は本サービスを一時停止または中止することがあります。

## (8) 本サービスの届出印

当組合は、契約者が代表口座の預金取引印鑑として既にお届出の印鑑を本サービスにおけるお届出印とします。契約者は代表口座として届け出た口座のお届出印を、今後発生する本サービスに関する一切の書面による申込み、届出、依頼、通知等に使用するものとします。当組合は、代表口座のお届出印を押捺して作成された書面であれば、本サービスに関する契約者の意思を表示した書面であるものとみなします。

# (9) 利用者責任

契約者は、本規定を承認し自らの判断と責任において本サービスを利用するものと します。

# 第2条(ログインID、電子証明書、パスワード等の登録・管理)

(1)「仮ログインパスワード」「仮確認用パスワード」の届け出

契約者は、本サービスの利用申込時に、お取引の契約者本人であることを確認するための「仮ログインパスワード」「仮確認用パスワード」を当組合所定の書面により届け出るものとします。

#### (2)「ログインID」の登録

契約者は、初回利用時、ご利用のパソコンから当組合所定の方法により、当組合に予め届け出た「代表口座」「仮ログインパスワード」「仮確認用パスワード」を入力して、任意のログインIDを登録するものとします。当組合は管理している「代表口座」「仮ログインパスワード」「仮確認用パスワード」との一致を確認して契約者本人であると認識しログインIDの登録を受付けるものとします。このログインIDは随時変

更が可能です。

## (3) 初回利用時のパスワード変更

ログインID登録後、直ちに「仮ログインパスワード」および「仮確認用パスワード」を任意のパスワードに変更してください。この変更手続きによって契約者が届け出たパスワードを「ログインパスワード」「確認用パスワード」(以下、「パスワード等」といいます。)とします。

## (4) 電子証明書の取り扱い

- ① 第3条第1項の認証方式を「電子証明書方式」とした場合、契約者は当組合が発行する電子証明書を当組合所定の方法により、パソコンにインストールすることとします。その際、本条第2項で登録した「ログインID」が必要となります。なお、「電子証明書方式」では、ログインIDは電子証明書のインストールのために使用します。
- ② 電子証明書は当組合所定の期間(以下「有効期間」といいます)に限り有効です。 契約者は、有効期間が満了する前に当組合所定の方法により電子証明書の更新 を行なうこととします。 なお、本サービスを解約した場合、インストールした電子証明書は無効となります。
- ③ 電子証明書をインストールしたパソコンを譲渡・廃棄する場合、契約者は事前にパソコン・端末等を操作することにより、当組合所定の方法により電子証明書の削除(失効手続き)を行なうものとします。契約者がこの操作を行わなかった場合、電子証明書の不正使用その他事故が発生しても、それによって生じた損害について、当組合は責任を負いません。また、パソコンを譲渡・廃棄により新しいパソコンを使用する場合は、当組合所定の方法により電子証明書の再インストールを行なうものとします。なお、電子証明書の削除(失効手続き)を当組合所定の書面により行う場合は、当組合所定の手数料をいただきます。

### (5) 暗証番号等の登録

契約者は、本サービスの利用にあたって、予め当組合所定の書面により照会用暗証番号、振込振替暗証番号、承認暗証番号、確認暗証番号(以下「暗証番号等」といいます。) を登録するものとします。

(6) パスワード等および暗証番号等の管理

パスワード等および暗証番号等は、契約者本人の責任において厳重に管理し、他人に 教えたり、紛失し、又は盗難に遭わないよう十分に管理してください。なお、当組合 からこれらの内容をお尋ねすることはありません。また、当組合ではパスワード等お よび暗証番号等の照会に対し理由の如何にかかわらず一切お答えできません。

(7) パスワード等および暗証番号等の誤り

サービス利用者がパスワード等および暗証番号等の入力を当組合所定の回数以上連続して誤った場合は、当組合は当該ユーザの利用を停止(「利用閉塞」)します。該当

サービス利用者の利用閉塞を解除するには、マスターユーザまたは管理者ユーザがパソコン・端末等を操作することにより、当組合所定の方法により当該ユーザの利用 閉塞の解除を行ってください。

マスターユーザが利用閉塞となった場合は、当組合所定の書面により届け出てください。なお、この届出から所定の期間は本サービスの利用が出来ないので、予めご承知おきください。利用閉塞の解除を当組合所定の書面により行う場合、当組合所定の手数料をいただきます。

### (8) パスワード等の失念、紛失・盗難の場合

サービス利用者がパスワード等を失念若しくは紛失し、又は盗難に遭われた場合は、マスターユーザまたは管理者ユーザがパソコン・端末等を操作することにより、当組合所定の方法により該当ユーザのパスワード等の変更を行ってください。

マスターユーザおよびすべての管理者ユーザがパスワード等を失念若しくは紛失し、又は盗難に遭われた場合は、速やかに当組合に届出てください。当組合へ届出前に生じた損害について、当組合の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当組合は責任を負いません。なお、この届出から所定の期間は本サービスを利用出来ませんので、予めご承知おきください。

# (9) 暗証番号等の失念、紛失・盗難の場合

暗証番号等を失念若しくは紛失し、又は盗難に遭われた場合は、速やかに当組合に届出てください。当組合へ届出前に生じた損害について、当組合の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当組合は責任を負いません。なお、この届出から所定の期間は本サービスを利用出来ませんので、予めご承知おきください。

(10) パスワード等および暗証番号等の変更

パスワード等および暗証番号等の変更を当組合所定の書面により行う場合は、当組合所定の手数料をいただきます。

# 第3条(本人確認)

#### (1) 認証方式

本サービスを利用する際の認証方法(ログイン方法)には「電子証明書方式」と「I D認証方式」があります。

① 電子証明書方式

電子証明書およびログインパスワードにより契約者であることを確認する方式

② I D認証方式ログイン I Dおよびログインパスワードにより契約者であることを確認する方式

# (2) 本人確認

当組合は受信した「電子証明書」(電子証明書方式ご利用の場合)「ログインID」(I

D認証方式を利用の場合)「ログインパスワード」「確認用パスワード」と当組合で登録している契約者の届出情報の一致を確認することにより本人確認を行ないます。

# (3) 取引意思の確認

本サービスを利用する場合は、パスワード等および暗証番号等をパソコンより当組合に送信するものとします。当組合は受信したパスワード等および暗証番号等と当組合に事前に登録されたパスワード等および暗証番号等との一致を確認した場合は、当組合は次の事項を確認できたものとして取り扱います。

- ① 本サービスの利用依頼が契約者本人の有効な意思による申込みであること
- ② 当組合が受信した依頼内容が真正なものであること

## (4) パスワード等、暗証番号等の不正使用

当組合が本規定に従って本人確認を行い、取引を実施した場合、パスワード等および 暗証番号等について不正使用、その他の事故があっても当組合は当該依頼を契約者 の意思に基づく有効なものとして取り扱い、そのために生じた損害について当組合 は責任を負いません。

# 第4条(本サービスの依頼方法)

#### (1) 依頼内容の確認

契約者が取引に必要な事項を、当組合所定の操作により正確に当組合に送信してください。当組合が本サービスによる取引等の依頼を受けた場合に、当組合所定の本人確認終了後、依頼内容を確認し一致した場合に限り契約者からの依頼とみなし、当組合が受信した依頼内容を契約者が依頼に用いたパソコンに返信します。

# (2) 依頼内容の確定

契約者は、前項に基づき返信された依頼内容を確認し、返信された依頼内容が正しい場合には、当組合所定の方法により確認した旨を当組合宛てに送信することで回答してください。この回答が当組合所定の時間内に当組合に到着した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとします。なお、回答が当組合所定の時間内に当組合に到着しなかった場合は、当該依頼は取消しされたとみなします。

## (3) 取引結果の照合

本サービス利用後は、速やかにパソコンの操作もしくは預金通帳への記帳、当座勘定 照合表により取引結果を照合してください。万一、取引内容等に疑義がある場合は、 直ちにその旨を利用口座の取引店に連絡してください。取引内容等に相違がある場 合において、契約者と当組合との間で疑義が生じたときは、当組合のコンピュータに 記録された内容を正当なものとして取り扱います。

# 第5条(契約者登録情報の取り扱い)

#### (1)情報の保護

当組合は、次の契約者情報および契約者取引情報(以下「契約者登録情報」といます。) を厳正に管理し、契約者の情報保護のために十分に注意を払うとともに、本規定に定めた場合以外には契約者登録情報の利用を行いません。

### ① 契約者情報

契約者情報とは、契約者が本サービスの利用申込時に届け出た情報、および契約者より登録された利用者に関する情報、また、第14条第1項の定めに基づき変更された情報をいいます。

### ② 契約者取引情報

契約者取引情報とは、本サービスの利用履歴およびその他本サービスの利用に ともなう種々の情報をいいます。

#### (2)情報の利用範囲

契約者は、前項の契約者登録情報につき、当組合が次の目的のために業務上必要な範囲内で使用することを予め承諾するものとします。

- ① 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、本サービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ② 本サービスのお申込みの受付、および継続的なお取引における管理のため
- ③ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ④ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑤ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑥ その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

#### 第6条(電子メール)

# (1) 電子メールアドレスの登録

契約者は本サービス利用開始にあたって、当組合にインターネットを介して電子メールアドレスの登録(以下「登録メールアドレス」といいます。)を行ってください。

#### (2) 当組合からの送信

契約者は、当組合から契約者への通知手段として電子メールを利用することに同意 するものとし、当組合は振込・振替依頼の受付結果やその他の告知を登録メールアド レス宛てに送信します。

#### (3)登録メールアドレスの変更

登録メールアドレスを変更する場合は、契約者のパソコンから当組合所定の操作で 変更登録を行うこととします。

### (4) 通信障害等による未着・延着

当組合が登録メールアドレス宛てに送信したうえは、通信障害その他の理由による 未着・延着が発生しても通常到達すべき時に到達したものとみなし、これに起因して 契約者に損害が生じても、当組合はその責任を負いません。

(5) 登録メールアドレスの相違による損害

当組合が送信した先の登録アドレスが、第3項の変更を怠るまたは遅延する等、契約者の責により契約者以外の登録メールアドレスに変わっていたことに起因して契約者に損害が生じても、当組合はその責任を負いません。

## 第2章「照会サービス]

#### 第7条 (照会サービス)

(1) 照会サービスの内容

照会サービスとは、予め届け出た契約者名義の利用口座について、口座残高および入 出金明細情報を提供するサービスです。

(2) 照会サービスの依頼

照会サービスの依頼にあたっては、照会の種別、利用口座等の所定事項を所定の手順に従って当組合に送信してください。当組合が照会サービス依頼を受信し、所定の本人確認手続きの結果、契約者からの依頼と認めた場合には、当組合は受信した依頼内容に対する口座情報を回答します。

(3)回答済口座情報について

契約者からの依頼に基づき既に回答した口座情報は、その残高、入出金明細を証明するものではありません。また、口座の取引内容に訂正または取消があった場合には、当組合は、契約者に通知することなく回答済の口座情報を訂正または取消することがあります。したがって、残高・入出金等の口座情報は当組合所定の時刻における内容であり、契約者が照会サービスの依頼を行った時点での内容とは異なる場合があります。このような訂正または取消のため、これらに起因して生じた損害について当組合は責任を負いません。

# 第3章 [振込振替サービス]

#### 第8条(振込振替サービス)

- (1) 振込振替サービスの内容
  - ① 振込振替サービスとは、予め届け出た利用口座のうち、契約者が指定した当組合本支店における契約者名義の預金口座(以下「支払指定口座」といいます。)から振替資金または振込資金(以下「振込振替資金」といいます。)を引落しのうえ、当組合の本支店を含む全国銀行データ通信システム(全銀システム)に加盟している金融機関の本支店の預金口座(以下「入金指定口座」といいます。)宛てに振替または振込を行うサービスをいいます。なお、入金指定口座の預金科目

等は当組合所定のものとします。

- ② 振替と振込との区別は、次により取り扱うものとします。
  - ア.「振替」... 支払指定口座と入金指定口座が当組合の同一店内にあり同一名義 の預金口座間の資金移動取引は「振替」として取り扱います。
  - イ.「振込」... 振替以外のお取引で、当組合の同一店内にあっても預金口座名義が異なる口座への資金移動取引、当組合の異なる支店の同一名義の口座への資金移動取引、当組合本支店または他の金融機関にある口座への資金移動取引を「振込」として取り扱います。
- ③ 振込振替サービスの1日あたりの利用限度額は、当組合所定の限度額以内で、かつ当組合所定の書面により予め届け出た金額(以下「振込振替限度額」といいます。)の範囲内とします。振込振替限度額を変更する場合は、契約者が当組合所定の書面により届け出るものとします。当組合が変更登録を行うことにより、その時点で予め依頼を受けていた振込などの予約分のうち、未処理のものについては、当組合は変更後の振込振替限度額にかかわらず当該取引を処理するものとします。
- ④ 支払指定口座の指定方法は、契約者が予め当組合所定の書面により届け出るものとします。その際、当組合が書面に使用された印影と届け出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合は、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- ⑤ 入金指定口座の指定方法は、契約者が依頼の都度入金指定口座を指定する方法 (以下「都度指定方式」といいます。)および契約者があらかじめ当組合へ入金 指定口座を届け出る方法(以下「事前登録方式」といいます。)により取り扱い ます。
- ⑥ 契約者は、振込・振替指定日(以下「指定日」といいます。)として、当組合の 別途定めた期間内における営業日を指定できるものとします。

#### (2) 振込・振替の依頼

振込・振替を依頼する場合は、パソコンより所定事項を当組合所定の方法により入力 し、当組合宛てに送信してください。当組合は、当組合が受信した事項を依頼内容と します。

#### (3) 振込・振替依頼の確定

当組合が振込・振替依頼を受け、当組合が受信したパスワード等および暗証番号等と 当組合に事前に登録されたパスワード等および暗証番号等との一致を確認した場合 は、一部の依頼内容を除き、受信した依頼内容をパソコンの確認画面に表示しますの で、その内容を確認のうえ、その内容が正しい場合には、当組合所定の方法により確 認した旨を当組合宛てに送信することで回答してください。当組合がそれを確認し た時点で当該振込・振替の依頼が確定したものとします。

(4) 振込振替資金等の引落し

当組合は、振込振替資金・振込手数料(以下「振込振替資金等」といいます。)を、 当組合の普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)、当座勘定規定の定めにかか わらず、預金通帳・払戻請求書または小切手の提出なしに、指定日の当組合所定の時 間に指定された支払指定口座から引落します。

- (5) 振込振替資金等の引落しができない場合の取り扱い
  - ① 振込・振替取引は、確定した振込・振替の依頼に基づき、前項に規定する振込振 替資金等を当組合が支払指定口座から引落したときに成立するものとします。
  - ② 次の理由により振込振替資金等の引落しができなかった場合には、当該振込・振替の依頼はなかったものとして取り扱います。
    - ア. 振込振替資金等の金額が支払指定口座より引落すことのできる金額(当座貸越を利用できる金額を含みます。以下「支払可能金額」といいます。)を超えるとき
    - イ. 振込・振替金額が、当組合所定の書面により届け出した利用限度額を超える とき
    - ウ. 契約者から支払口座への支払停止の届け出があり、それに基づいて当組合が 所定の手続きを行ったとき
    - エ. 支払指定口座が解約されたとき
    - オ. 振替を伴う取引において、入金指定口座が解約済のとき
    - カ. 差押等やむを得ない事情があり、当組合が不適当と認めたとき
    - キ. その他当組合が契約者における振込振替サービスの利用を停止する必要が あると認めたとき
- (6) 入金指定口座への入金ができない場合の取り扱い

確定した振込の依頼に基づき、当組合が振込発信した振込資金が入金指定口座へ入金できず振込先金融機関から返却された場合は、支払指定口座へ入金するものとします。この場合、振込手数料は返却しません。

- (7) 利用口座から同日に複数の引落しをする場合の取り扱い 引落しの総額(本サービス以外による引落しも含みます。)が支払指定口座の支払可 能金額を超えるとき、そのいずれを引き落とすかは当組合の任意とします。
- (8) 依頼内容の組戻・訂正
  - ① 依頼内容確定後は依頼内容の変更または取消は原則できないものとします。ただし、当組合がやむを得ないものと認めた場合は、当組合所定の組戻または訂正の手続きにより取り扱うものとします。
  - ② 確定した振込の依頼に基づき、当組合から振込発信した後、契約者が当該振込の組戻の依頼をする場合は、支払指定口座のある取引店で当組合所定の組戻手続

きを行うものとします。

- ③ 当組合は、当組合所定の方法により契約者の本人確認を行い、契約者の依頼により組戻依頼電文を振込先金融機関へ発信するものとします。この場合、当組合所定の組戻手数料を支払うものとします。なお、当該振込にかかった振込手数料は返却いたしません。
- ④ 組戻は、振込先の金融機関の承諾後に行うものとします。したがって、当組合が 組戻依頼を受付けた場合であっても、組戻できない場合があります。この場合は、 組戻手数料はいただきません。

## (9) パソコンによる依頼の取消

予約扱いにおいて、振込・振替の依頼を取消す場合は、指定日の前営業日の当組合所 定の時刻までに、契約者のパソコンから取消依頼を行うことができます。それ以降は 当組合所定の組戻の手続きにより取り扱うものとします。

# (10) 照会事項に対する回答

当組合が契約者の依頼に基づき、発信した振込について、振込先金融機関から当組合に対して振込内容の照会があった場合には、当組合は依頼内容について契約者に照会することがありますので、速やかに回答してください。当組合の照会に対して相応の期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

#### (11) 取引内容の確認等

- ① 振込振替サービスによる取引後は、速やかに本サービスにより処理状況を照会 してください。また、預金通帳への記入または当座勘定照合表により取引内容を 確認してください。
- ② 前号の場合において万一取引内容に相違がある場合は、直ちにその旨を支払指 定口座のある取引店へご連絡ください。
- ③ 契約者と当組合の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当組合が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱うものとします。

## 第4章「データ伝送サービス」

## 第9条 (共通事項)

#### (1) データ伝送サービスの内容

データ伝送サービスとは、契約者からの依頼に基づき、利用口座から振込資金・振込 手数料(以下「振込資金等」といいます。)を引落しのうえ、総合振込または給与振 込・賞与振込(以下「給与等振込」といいます。)を行うサービスをいいます。

# (2) データ受付時限

データ伝送サービスの各データは、当組合所定のデータ受付時限までに、当組合所定

の方法により伝送を完了するものとします。ただし、当組合は契約者に事前に通知することなくデータ受付時限を変更することができるものとします。

### (3) 利用限度額

1日あたりの利用限度額は、当組合所定の限度額以内で、かつ予め契約者が当組合所 定の書面によりサービス毎に登録した金額の範囲内とします。利用限度額を変更す る場合は、契約者が当組合所定の書面により届け出るものとします。

## (4) データ伝送の依頼

データ伝送を依頼する場合は、依頼内容を記録した依頼明細データをパソコンから 当組合所定の方法で、当組合宛てに送信するものとします。

# (5) データ伝送依頼の確定

当組合がデータ伝送依頼を受け、当組合が受信したパスワード等および暗証番号等と当組合に事前に登録されたパスワード等および暗証番号等との一致を確認した場合は、受信した依頼内容をパソコンの確認画面に表示しますので、その内容を確認のうえ、その内容が正しい場合には、当組合所定の方法により承認した旨を当組合宛てに送信することで回答してください。当組合がそれを確認した時点で当該データ伝送の依頼が確定したものとします。

## (6) 取引内容の確認等

- ① データ伝送サービスによる取引後は、速やかに本サービスにより取引状況を照 会してください。また、預金通帳への記入または当座勘定照合表により取引内容 を確認してください。
- ② 前号の場合において万一、取引内容に相違がある場合は、直ちにその旨を利用口座のある取引店にご連絡ください。
- ③ 契約者と当組合の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当組合が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱うものとします。

# 第10条(総合振込、給与等振込サービス)

(1)総合振込サービスの内容

総合振込サービスとは、データ伝送による振込依頼明細の受付およびその明細に基づく振込を行うサービスをいいます。

- (2) 給与等振込サービスの内容
  - ① 給与等振込サービスとは、データ伝送による給与等振込依頼明細の受付および その明細に基づく振込を行うサービスをいいます。
  - ② 給与等振込は、契約者が支給する役員および従業員に対する報酬・給与・賞与の 振込に限ります。
- (3)総合振込、給与等振込の入金指定口座

総合振込、給与等振込で、契約者が入金指定できる入金指定口座は、当組合の本支店

を含む全国銀行データ通信システム (全銀システム) に加盟している金融機関の本支 店の預金口座とします。なお、指定できる入金指定口座の預金科目等は当組合所定の ものとします。

(4) 振込資金等の引落し

当組合は、振込資金等を、当組合普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)、当 座勘定規定の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書または小切手の提出なしに、 当組合所定の日の所定の時間に指定された支払指定口座から引落します。

(5) 振込資金等の入金

契約者は、振込資金等を、当組合所定の日までに指定した支払指定口座に入金するものとします。

- (6) 振込資金等の引落しができない場合の取り扱い
  - ① 総合振込、給与等振込は、確定した依頼に基づき、前項に規定する振込資金等を 当組合が支払指定口座から引落したときに成立するものとします。
  - ② 次の理由により振込資金等の引落しができなかった場合には、当該振込の依頼はなかったものとして取り扱います。
    - ア. 振込資金等の金額が指定された支払指定口座の支払可能金額を超えるとき
    - イ. 振込金額が当組合所定の書面により届け出をした利用限度額を超えるとき
    - ウ. 契約者から支払指定口座への支払停止の届け出があり、それに基づいて当組合が所定の手続きを行ったとき
    - エ. 支払指定口座が解約されたとき
    - オ. 差押等やむを得ない事情があり、当組合が不適当と認めたとき
    - カ. その他当組合が契約者におけるデータ伝送サービスの利用を停止する必要 があると認めたとき
- (7) 利用口座から同日に複数の引落しをする場合の取り扱い

引落しの総額(本サービス以外による引落しも含みます。)が支払指定口座の支払可能金額を超えるとき、そのいずれを引き落とすかは当組合の任意とします。

- (8) 依頼内容の取消・組戻
  - ① 当組合が、契約者のデータ伝送依頼に基づき総合振込または給与等振込を行った結果、「当該口座なし」または「その他の事由」等により振込資金が返却された場合には、当組合所定の組戻手続きを行うものとします。この場合、当組合からの請求があり次第速やかに支払指定口座のある取引店に当組合所定の組戻依頼書を提出するとともに、当組合所定の組戻手数料を支払うものとします。
  - ② データ伝送依頼の確定後は、依頼内容の取消または変更はできないものとします。なお、振込を取消す場合は、前号に規定する組戻手続きにより取り扱うものとします。ただし、組戻は、振込先の金融機関の承諾後に行うものとします。したがって、当組合が組戻依頼を受付けた場合であっても、振込先の金融機関によ

り組戻できない場合があります。この場合は、組戻手数料はいただきません。

第5章 [税金・各種料金払込みサービス] (Pay-easy:ペイジー)

### 第11条(税金・各種料金払込みサービス)

- (1) 税金・各種料金払込みサービスの内容
  - ① 税金・各種料金払込みサービスとは、支払指定口座から税金・各種料金(以下「料金等」といいます。)の払込み資金を引落しのうえ、契約者が指定した当組合所定の収納機関(以下「収納機関」といいます。)に対して払込みを行うサービスをいいます。
  - ② 1日あたりの払込み金額の限度額は、第8条第1項第3号に定める利用限度額と同一とします。
  - ③ 収納機関の指定方法は、契約者が依頼の都度指定する方法により取り扱います。 なお、払込み指定日は依頼日当日にかぎるものとし、予約扱いはできないものとします。
- (2) 料金等の払込みが行える収納機関

税金・各種料金払込みサービスで、料金等の払込みが行える収納機関は、当組合と提 携のある収納機関に限ります。

(3)料金等払込みの依頼

料金等の払込みを依頼する場合は、パソコンに所定事項を当組合所定の方法により 入力し、当組合あてに送信してください。当組合は、当組合が受信した事項を依頼内 容とします。ただし、収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報 を確認したうえで料金等の支払方法として料金等払込みを選択した場合は、当該請求情報または納付情報が当組合の「ビジネスバンキング」に引き継がれます。

(4)料金等払込み依頼の確定

当組合が料金等の払込み依頼を受け、当組合が受信したパスワード等と当組合に事前に登録されたパスワード等との一致を確認した場合は、受信した依頼内容をパソコンの確認画面に表示しますので、その内容を確認のうえ、その内容が正しい場合には、当組合所定の方法により確認した旨を当組合あてに送信してください。当組合がそれを確認した時点で、当該料金等払込みの依頼が確定したものとします。

(5)払込み資金の引落し

当組合は、前項の規定に基づき依頼内容が確定した場合には、当組合の普通預金規定 (総合口座取引規定を含みます。)、当座勘定規定の定めにかかわらず、預金通帳・払 戻請求書または小切手の提出なしに、依頼日当日の当組合所定の時間に、払込み資金 を契約者の指定した支払指定口座から引落します。

(6) 取引の成立

- ① 料金等払込み取引は、確定した料金等払込み依頼にもとづき、前項に規定する払 込み資金を当組合が支払指定口座から引落したときに成立するものとします。
- ② 次の理由により払込み資金の引落しができなかった場合には、当該料金等払込みの依頼はなかったものとして取り扱います。なお、これに起因して契約者が料金等の払込みを行うことができず、契約者に損害が生じた場合でも、当組合は責任を負いません。
  - ア. 停雷、機器の故障等により料金等払込みサービスの取り扱いができないとき
  - イ. 払込み資金の金額が支払指定口座の支払可能金額を超えるとき
  - ウ. 処理依頼日1日あたりの払込み資金の金額が、第8条第1項第3号に定める 利用限度額を超えるとき
  - エ. 契約者から支払口座への支払停止の届け出があり、それに基づいて当組合が 所定の手続きを行ったとき
  - オ. 支払指定口座が解約されたとき
  - カ. 収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができないと き
  - キ. 差押等やむを得ない事情があり、当組合が不適当と認めたとき
  - ク. その他当組合が契約者における料金等払込みサービスの利用を停止する必要があると認めたとき
- ③ 収納機関の責に帰すべき事由により、税金・各種料金払込みサービスの取り扱い に遅延・不能等が生じ、これに起因して契約者が料金等の払込みを行うことがで きず、契約者に損害が生じた場合でも、当組合は責任を負いません

## (7) 払込みの取消

- ① 依頼内容確定後は、依頼内容の取消または変更はできないものとします。なお、 料金等の払込みを取消す必要が生じた場合は、契約者と収納機関とで協議して ください。
- ② 収納機関の都合により、一度受付けた払込みについて取消となることがあります。

## (8) 利用可能時間

税金・各種料金払込みサービスの利用可能時間は、当組合所定の利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当組合所定の利用時間内であっても利用ができない場合があります。

#### (9) 手数料

- ① 税金・各種料金払込みサービスの利用にあたって、当組合所定の利用手数料を支払っていただくことがあります。
- ② 前号の利用手数料は、払込み資金とともに当該払込みに係る支払指定口座から 支払うものとします。

#### (10) 領収書の不発行

税金・各種料金払込みサービスにおいては、料金等払込みに係る領収書の発行は行わないものとします。

# (11) 収納等に関する照会

収納機関の請求内容および収納機関での収納手続きの結果等、収納業務等に関する 照会については収納機関に直接お問い合わせください。

# 第6章 [ワンタイムパスワードサービス]

# 第12条(ワンタイムパスワードサービス)

# (1) ワンタイムパスワードサービスとは

ワンタイムパスワードサービスとは、けんしんビジネスバンキングのご利用に際し、スマートフォンまたはタブレット等(以下、「モバイル端末」といいます。)にインストールされたパスワード生成ソフト(以下、「トークン」といいます。)により、生成・表示された可変的なパスワード(以下、「ワンタイムパスワード」といいます。)を、ログインID(電子証明書をご利用の場合は、電子証明書も含めて、以下、「ログインID」といいます。)およびログインパスワードによる本人確認手続きに加えて用いることにより、契約者の本人確認を行うサービスをいいます。

#### (2) 利用方法

### ① トークン発行手続き

契約者は、ワンタイムパスワードサービスのご利用を希望する場合は、当組合所定の書面により届け出るものとします。当組合はトークン発行の依頼を受付した後、トークンの発行手続きをしますので、契約者は、モバイル端末にトークンの動作に必要な基本ソフト(以下、「トークンアプリ」といいます。)を所定の方法によりダウンロードしてトークンの初期設定を行なってください。

# ② 利用開始手続き

契約者は、けんしんビジネスバンキングより利用開始手続きを行ってください。 利用開始手続きでは、契約者はトークンに表示されているワンタイムパスワードを当組合所定の方法により正確に入力するものとします。当組合が受信したワンタイムパスワードが、当組合が保有しているワンタイムパスワードと一致した場合には、当組合は契約者からの利用開始の依頼とみなし、ワンタイムパスワードサービスの提供を開始します。

# (3) 本人確認

ワンタイムパスワードサービスの利用開始後は、けんしんビジネスバンキングのご利用に際し、ログインID、ログインパスワードによる本人確認手続きに加え、ワンタイムパスワードによる本人確認を行います。その場合には、契約者はログインID、

ログインパスワードおよびワンタイムパスワードを当組合所定の方法により入力してください。当組合が受信したログインID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードが、当組合が保有するログインID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードと一致することにより本人確認を行います。

# (4) トークンの有効期限

トークンの有効期限は、当組合が定める期限までとします。有効期限が近づいた場合、 トークンに通知しますので、有効期限の延長を行ってください。

- (5) ワンタイムパスワードおよびトークン管理
  - ① ワンタイムパスワードおよびトークンをインストールしたモバイル端末は、契約者自身で厳重に管理し、他人に知られたり、紛失・盗難等に遭わないように十分に注意してください。
  - ② トークンをインストールしたモバイル端末を紛失した場合、トークンの偽造、変造等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合は、ただちに当組合に連絡するとともに、速やかに当組合所定の書面により代表口座のある取引店へ届け出てください。当組合は連絡を受付けたときは、ただちにワンタイムパスワード利用中止等必要な措置を行います。なお、当組合への届け出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
  - ③ トークンをインストールしたモバイル端末を変更する場合には、当組合所定のトークン失効手続きを行ったうえで、前記第2項の手続きを行うものとします。

# (6) ワンタイムパスワードサービス利用停止

当組合が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードの入力が当 組合所定の回数以上行われた場合、当組合はワンタイムパスワードサービスを利用 停止します。契約者がワンタイムパスワードサービスの停止を解除するには、当組合 所定の書面により代表口座のある取引店へ届け出てください。なお、ワンタイムパス ワードサービスの利用停止解除を当組合所定の書面により行う場合は、当組合所定 の手数料をいただきます。

#### (7) 利用解除の手続き

ワンタイムパスワードサービスの利用解除を希望する場合は、当組合所定の書面により届け出てください。この依頼に基づく当組合の利用解除手続きが完了した後、ワンタイムパスワードサービスが解除されます。

#### (8) 免責事項

- ① 前記第3項の本人確認手続きを経たのち取引を行ったうえは、当組合は依頼者を契約者とみなし、その際、ワンタイムパスワードおよびトークンにつき、偽造、変造、盗用または不正使用その他事故があっても、このために生じた損害については、当組合に責がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
- ② ワンタイムパスワードサービスにおいて、トークンの不具合等により取り扱い

が遅延し、または不能となった場合でも、このために生じた損害については、当 組合に責がある場合を除き、当組合は責任を負いません。

# 第7章 [本サービス共通事項]

# 第13条(手数料)

(1) 基本手数料の支払い

本サービスの契約成立後、契約者は、当組合所定の基本手数料を支払うものとします。

(2) 月額使用料の支払い

契約者は、本サービスの利用にあたって、サービス利用開始日の属する月の翌月(サービス利用開始日が16日以降の場合は翌々月)から、当組合所定の日に当組合所定の月額使用料を支払うものとします。

(3) 振込手数料の支払い

契約者は、振込振替サービスまたはデータ伝送サービスにより振込を行う場合、当組合所定の振込手数料を支払うものとします。

- ① 振込振替サービスの場合は、指定日の当組合所定の時間に、振込振替資金とともに当該振込に係る支払指定口座から支払うものとします。
- ② データ伝送サービスの場合は、当組合所定の日の所定の時間に、振込資金とともに指定された支払指定口座から支払うものとします。

### (4) 手数料の引落し

当組合は第1項、第2項および第3項の手数料の引落しについて、当組合普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)または当座勘定規定の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書または小切手の提出なしに、基本手数料および月額使用料については代表口座から、振込手数料については前項に定める預金口座から引落します。また、基本手数料引落し後に本サービスを解約した場合は、その基本手数料は返却しません。

#### (5) 手数料の変更

当組合は、第1項、第2項および第3項の手数料を契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。また、今後、本サービスに係る諸手数料を新設あるいは改定する場合についても、当組合所定の方法により引落します。

(6)諸取引の手数料の支払い

当組合所定の振込手数料、振込訂正組戻手数料、等、本サービスによる諸取引および インターネットバンキング諸届手数料等、本サービスによる諸届の手数料について は、第1項、第2項および第3項の手数料とは別に、お支払いいただきます。

(7) 領収書の不発行

本サービスにおいては、第1項、第2項および第3項の手数料の領収書の発行は行わ

ないものとします。

#### (8) 通信料金·接続料金等

本サービスを利用するにあたり必要となる通信料金、インターネット接続料金、パソコンその他機器等については、契約者が負担するものとします。

### 第14条(届け出事項の変更等)

#### (1) 届け出事項の変更

印鑑、名称、住所、その他届け出事項の変更がある場合は、当組合所定の方法(各種預金規定およびその他の取引規定を含みます。)に従い、速やかに当組合にお届けください。なお、登録メールアドレスの変更は、契約者が当組合所定の方法でパソコンを操作し変更登録を行うこととします。この届け出前に生じた損害について、当組合の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当組合は責任を負いません。

(2)変更の届け出がなかった場合の通知等の取り扱い

前項による届け出事項の変更の届け出がなかったために、当組合からの通知または 送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達 したものとみなします。

(3) 本サービスの解約

当組合は、変更内容を審査し、本サービスの提供を一時的に停止または本サービスを解約することがあります。なお、その場合に生じた損害について、当組合はその理由の如何にかかわらず一切の責任を負いません。

# 第15条(取引店の変更)

- (1)契約者の都合で代表口座の取引店を変更する場合は、本サービスを解約のうえ、必要 に応じ取引店変更後の口座で新たに契約してください。
- (2)代表口座以外のサービス利用口座について、契約者の都合で取引店を変更する場合、 当該口座をサービス利用口座から削除のうえ、必要に応じ取引店変更後の口座で新 たに登録してください。
- (3)代表口座が店舗の統廃合等、当組合の都合により取引店変更された場合、原則として本契約の内容は当組合の指定する新しい取引店に引き継がれることとします。ただし、当組合から連絡し、契約者にて別途変更の手続をしていただく場合もあります。

# 第16条(免責事項)

(1) パソコン等の不正使用等

当組合が、第3条第2項および第3項による契約者の本人確認・取引意思確認後、本 サービスを行ったうえは、当組合は送信者を契約者とみなしパスワード等、通信ソフ ト、パソコン等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そ のために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

#### (2) 通信回線の故障等

- ① 当組合の責によらない通信機器、回線およびパソコン等の障害や誤作動、通信回線の不通等により、本サービスの取り扱いが遅延や不能となった場合、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- ② 通信回線の故障等により本サービスの取り扱いが中断したと判断される場合等、 取引が成立したか不明の場合は、障害回復後に取引内容を本サービスにより確 認されるか、念のため当該取引に係る利用口座のある取引店に確認してくださ い。

#### (3) 通信経路における取引情報の漏洩等

当組合または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、電話回線、専用回線、移動体通信網、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことにより契約者の取引情報、暗証番号等が漏洩した場合でも、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(4) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等

災害・事変等当組合の責に帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置 等やむを得ない事由があったときに、本サービスの取り扱いに遅延・不能等が生じた ことに起因する損害については、当組合は責任を負いません。

### (5) 印鑑照合

当組合が書面に使用された印影を、代表口座およびサービス利用口座として届け出た口座のお届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合は、それらの書面につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(6) 当組合以外の金融機関の責に帰すべき事由

当組合以外の金融機関の責に帰すべき事由により、本サービスの取り扱いに遅延・不能等が生じたことに起因する損害については、当組合は責任を負いません。

(7) 取引機器および通信媒体の稼動環境

本サービスに使用するパソコンおよび通信媒体が正常に稼動する環境については、 契約者の責任において確保してください。当組合は本契約によりパソコンが正常に 稼動することについて保証するものではありません。万一、パソコンが正常に稼動し なかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害 については、当組合は責任を負いません。

#### (8) 記録の保存

本サービスを通じてなされた契約者と当組合間の通信の記録等は、当組合所定の期間に限り当組合所定の方法・手続きによって保存するものとします。当該期間経過後は、当組合がこれらの記録等を消去したことにより生じた損害について、当組合は責

任を負いません。

#### (9)情報の開示

法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられる場合(当局検査を含みます。)、当組合は契約者の承諾なくして当該法令・規則・命令等の定める手続きに基づいて情報を開示することがあります。当組合が当該情報を開示したことにより生じた損害について、当組合は責任を負いません。

### 第17条 (解約等)

#### (1) 当事者の都合による解約

本契約は、当事者の一方の都合で、相手方に通知することにより、いつでも解約することができます。ただし、契約者の当組合に対する解約の通知は当組合所定の書面によるものとします。

### (2) 強制解約

契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当組合はいつでも契約者に事前に通知、催告することなく、直ちに本規定に基づく契約を解除できるものとします。

- ① 当組合に支払うべき所定の手数料を当組合所定の期間支払わなかったとき
- ② 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき
- ③ 契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続きの開始があったとき
- ④ 解散、その他営業活動を休止したとき
- ⑤ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ⑥ 住所変更の届け出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当組合において契約者の所在が不明となったとき
- ⑦ 相続の開始があったとき
- ⑧ 1年以上にわたり、本サービスの利用がないとき
- ⑨ 本規定に基づく届け出事項について、虚偽の事項を届け出たことが判明したと
- ⑩ 本規定に違反する等、当組合が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき

#### (3)通知の延着・未着

第1項、第2項の通知を当組合が書面により行う場合において、当組合が届け出の住所宛でに郵送した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(4) サービス利用口座が解約された場合は、当該預金口座に関する本サービスは解約されたものとみなします。また、代表口座が解約された場合は、本契約(全てのサービス)

が解約されたものとみなします。

(5) 手続きが完了していない場合の取り扱い

解約の届け出は当組合の解約手続きが終了した後に有効となります。ただし、本サービスによる取引で未処理のものが残っている場合は、解約の届け出にかかわらず当組合は当該取引を処理するものとします。なお、当該手続きには本規定が適用されます。

#### 第18条(本サービスの中止)

契約者が本規定に違反したと当組合が認めた場合、当組合の契約者に対する債権の保全を必要とする相当の事由が生じたと当組合が認めた場合等、本サービスの中止を必要とする相当の事由が生じたと当組合が認めた場合は、契約者に事前に通知することなく、当組合はいつでも本サービスの全部または一部を中止することができるものとします。

#### 第19条(パソコンの本来の目的外使用による障害)

契約者が本規定に定める本来の利用目的以外の目的でパソコンを操作したことにより、 万一、当組合のコンピュータシステムに障害が発生した場合等、そのために生じた損害に ついては、全て契約者がその責任を負うものとします。

#### 第20条(関係規定の適用・準用)

本規定に定めのない事項については、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)、当 座勘定規定、振込規定およびけんしんビジネスバンキング被害補償規程等の各規定によ り取り扱います。これらの規定と本規定との間で取り扱いが異なる場合、本サービスに関 しては本規定が優先的に適用されるものとします。

### 第21条 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由が あると認められる場合には、当組合ウェブサイト (ホームページ) への掲載その他相 当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### 第22条(契約期間)

本契約の契約期間は契約日から1年間とし、契約者または当組合から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

#### 第23条(海外からの利用)

海外からの本サービスの利用については、その国の法律・制度・通信事情・その他の事由 により本サービスの利用ができない場合があります。また、契約者が日本国外において本 契約に基づく諸取引を行ったことにより生じた損害については、当組合は責任を負いま せん。

### 第24条(サービスの追加)

本サービスに今後追加されるサービスについて、契約者は新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当組合が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。また、サービス追加時には、本規定を追加・変更する場合があります。

#### 第 25 条 (サービスの休止)

当組合は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本サービスを休止することができます。この休止の時期及び内容については、当組合のホームページ その他の方法によりお知らせします。

## 第26条 (サービスの廃止)

当組合は、事前に相当な期間をもって当組合ホームページ上に掲載する等、当組合所定の 方法により契約者に告知することにより、契約期間内であっても本サービスを廃止する ことができるものとします。この場合、契約者は当組合に対し一切の異議を述べず、かつ 本サービスの廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その 他の請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

#### 第27条(リスクの承諾)

契約者は、当組合のホームページ等に掲載されている当組合が採用しているセキュリティ手段、盗聴等の不正利用等のリスク対策および本人確認手段について理解し、リスクの内容の承諾を行ったうえで本サービスを利用するものとし、これらの処置にかかわらず盗聴等の不正利用により契約者が損害を受けた場合は、当組合は一切の責任を負いません。

## 第28条(禁止行為)

- (1) 契約者は、本利用契約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その 他の処分をしてはならないものとします。
- (2) 契約者は、本規定に定める事項を遵守する他、本サービスにおいて次の行為をしては ならないものとします。また、当組合は、契約者が本サービスにおいて次の行為を行 い、または行う恐れがあると判断した場合、必要な措置を講じることができるものと します。

- ① 公序良俗に反する行為
- ② 犯罪的行為に結びつく行為
- ③ 他の契約者または第三者の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、またはその恐れのある行為
- ④ 他の契約者または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
- ⑤ 他の契約者または第三者に不利益を与えるような行為
- ⑥ 本サービスの運営を妨げるような行為
- ⑦ 本サービスで提供される情報を不正の目的をもって利用する行為
- ⑧ 当組合の信用を毀損するような行為
- ⑨ 風説の流布、その他法律に反する行為
- ⑩ 自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織を名乗ったり、または他の人物や組織との提携、協力関係を偽る等の行為
- ⑪ その他、当組合が不適当・不適切と判断する行為

# 第29条(準拠法・合意管轄)

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当組合の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上 (2023/10/02 現在)